平成２２年（フ）第９７６号
大阪府富田林市清水町３番12―102号
債務者　お好み焼俊こと　堀井　俊人
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９９０号
堺市中区深井中町1939番地５　ラポール深井205号、前住所堺市西区草部1224番地21
債務者　達　　茂昭
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２９号
大阪府富田林市小金台４丁目２番４―301号
債務者　後藤　暁子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０３８号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目18番２号、前住所大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目９番22号
債務者　松本小百合
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４９号
大阪府河内長野市東片添町１番６号
債務者　隈元　信也
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０６５号
堺市東区高松13番地　ロイヤルヒルズ高松103号
債務者　塩津　健巧
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０７６号
堺市南区新檜尾台３丁３番17―302号
債務者　吉光　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０９４号
堺市北区蔵前町1570番地
債務者　湯浅　光利
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１０２号
堺市美原区南余部西１丁目１番２―303号
債務者　岡本　美幸（旧姓浦野）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１３号
大阪府河内長野市本町18番14―102号、前住所大阪府河内長野市美加の台１丁目39番１―304号
債務者　松本　和明
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１２０号
堺市西区浜寺石津町東３丁10番５―414号
債務者　鎌塚　亞紀
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１２７号
大阪府松原市小川４丁目16番11号
債務者　和田　優秀
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１２８号
大阪府松原市小川４丁目16番11号
債務者　和田　雪江
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１４７号
堺市美原区北余部西３丁目３番28号
債務者　山野　佑貴
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１６２号
大阪府羽曳野市軽里３丁目６番10号
債務者　阪東早百合
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１８３号
大阪府松原市高見の里６丁目20番５号
債務者　大豊測量設計事務所こと　原田　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１９５号
堺市堺区大浜北町３丁４番２号　朝日プラザ大浜5004号
債務者　宅　佐賀子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係